

2004(平成16)年度 当初予算 新規事務事業目的評価表

事務事業名	地産地消暮らしの魅力発見事業				
対応する予算細事業目	地産地消暮らしの魅力発見事業				
評価者	所属	地産地消・マーケティングチーム			
	マネージャー	職名	チームマネージャー		作成者
		氏名	神井弘之		
	電話番号	059-224-2429	メール	chisanm@pref.mie.jp	
評価年月日	2004年2月3日				

政策・事業体系上の位置づけ	政策:	安心を支える力強い農林水産業の振興
	施策:	222戦略的なマーケティングプロジェクトの展開
	基本事業:	22201地産地消の推進
	基本事業の数値目標:	県内産品を積極的に購入する人の割合

新規事務事業の目的と成果

事務事業の目的	【誰、何が(対象)】	県民
	【抱えている課題やニーズ】	県内産の農林水産物やその加工品を県民が容易に入手できる機会が少なく、また、県民の地産地消に対する意識をさらに高めていく必要があります。
	【どのような状態になることを狙っているのか(意図)】	県民の地産地消運動への共感が高まり、地産地消が県民の生活の中で実践されている。
	【その結果、どのような成果を実現したいのか(結果=基本事業の目的)】	県内農林水産物やその加工品を積極的に購入したり、農林水産業に由来するサービスを楽しんでいる。
	【誰、何が(対象)】	県民
	【抱えている課題やニーズ】	県内産の農林水産物やその加工品を県民が容易に入手できる機会が少なく、また、県民の地産地消に対する意識をさらに高めていく必要があります。
	【どのような状態になることを狙っているのか(意図)】	県民の地産地消運動への共感が高まり、地産地消が県民の生活の中で実践されている。
	【その結果、どのような成果を実現したいのか(結果=基本事業の目的)】	県内農林水産物やその加工品を積極的に購入したり、農林水産業に由来するサービスを楽しんでいる。
	【誰、何が(対象)】	県民
	【抱えている課題やニーズ】	県内産の農林水産物やその加工品を県民が容易に入手できる機会が少なく、また、県民の地産地消に対する意識をさらに高めていく必要があります。

手段(県が実際に行う事務事業の内容) 主体的な地産地消運動を活性化するため、地域の核となるリーダーの養成や活動グループなどの表彰、民間のプロジェクト活動への支援、みえ食材の日による県産農林水産物のキャンペーン支援を行います。

全体事業計画及び廃止・終了の条件(どのような状態になったら廃止又は終了するのか) 平成16年度～平成18年度の間重点的に実施し、見直しを行います。

事業実施に伴い後年度生じると思われる負担の見直し 特にありません。

事務事業目標指標及びコスト

		2001	2002	2003	2004	2006
県内産品を積極的に購入する人の割合(%) [目標指標]	目標	—	12	15	17	25
	実績	—	13			
みえ地物一番の日協力店数(店) [目標指標]	目標	—	—		320	420
	実績	—	—			

地産地消ネットワークみえ会 員数(人) [目標指標]	目標				12000	20000
	実績	6542	8866			
[目標指標]						
[目標指標]						
[目標指標]						
必要概算コスト(千円)		0	0	0	90,375	0
予算額等(千円)					40,038	
概算人件費(千円)		0	0	0	50,337	0
所要時間(時間)					11,900	
人件費単価(千円/時間)		4.21	4.30	4.23	4.23	
必要概算コスト対前年度(千円)			0	0	90,375	-90,375

目標値等の設定理由	指標A	地産地消運動に対する意識の向上とその実践を示すため
	指標B	県内産農林水産物やその加工品を県民が容易に入手できる機会の提供を示すため
	指標C	地産地消運動の広がりを示すため

新規事務事業の妥当性の検討

公共関与の根拠	2 外部(不)経済
県の関与の根拠	3 複数市町村にまたがる広域事業
税金投入の妥当性	この事業の受益者は広く県民全体として定着するまでの間、県が税金を投入して民間団体と協働しながら推進することが妥当だと考えます。

手段の妥当性(費用対効果の観点も踏まえ要望する新規事務事業の検討経過)

既存事務事業との機能重複・類似性や既存手段の見直しによる対応可能性の検討	重複・類似する事業はありません。
基本事業の目標達成の観点から新たな事業に取り組む必要性(この事業を実施しない、あるいは他の手段で実施した場合にどのような支障が生じるのか)	県民の1人ひとりが地域の農林水産物やその産物への認識・共感を高め、また、環境保全や食生活などを見つめ直すことにより、地域産業の活性化や県内産品の利用促進を進めるためには、民間との協働により県民主体の地産地消運動を推進する必要があります。

実施上の課題の検討

<p>総合行政を図る上での課題(他部門・他事務事業との関連性)</p>	<p>地産地消運動の広範な取組を推進することから、農林水産業・健康福祉・教育の関係部局を中心に県庁内の部局と着実に連携して実施する必要がある。</p>
<p>広域的展開を図る上での課題(近隣府県、市町村、関係団体等との関連性)</p>	<p>県内各地域における地産地消運動の推進・定着のため、民間団体・市町村・関係生産者団体等との協働・連携を強化し、効率的な事業展開を行う。</p>
<p>その他の課題</p>	<p>特にありません。</p>
<p>参考<他県と比べた先進性・特色、他県の状況、先進事例など></p>	

平成16年度 地産地消ネットワークみえ プロジェクト活動募集のご案内

これからは、あなたが主役です。

地産地消を目指して、
こんなことしたいとウズウズしてる方、
地域で何か始めたいと思っている方、
活動の輪を広げたいと思っている方、

地産地消ネットワークみえの
プロジェクト活動に参加しませんか！



地産地消ネットワークみえ

地域で生産される農林水産物を地域で消費しようとする運動を進め、三重県の美しい自然と豊かな食文化を守り、健康で安心に暮らせる社会づくりに貢献していこうとする団体です。考え方に賛同される方々を広く募集しています。

平成16年度 地産地消ネットワークみえプロジェクト活動応募要綱

1. 趣旨

地産地消ネットワークみえでは、生産者と消費者の交流や健全な食生活への意識向上、県産木材の利用推進並びに農林水産業が持つ多面的な機能の普及啓発や活性化などを目的とした独創的なプロジェクト活動を募集し、その経費の一部を地産地消ネットワークみえが負担することで、会員の自主的な取り組みを活発にして、地産地消運動を拡大することとします。

2. 募集メニュー

- ①一般プロジェクト（農業食生活編）
- ②一般プロジェクト（林業編）
- ③特別プロジェクト（農業食生活編）
- ④特別プロジェクト（農林水産業編）

3. 活動要件

プロジェクト活動を実施するにあたっては、次のすべての要件を満たすこととします。

- ①地産地消ネットワークみえに所属（会員）する個人・団体（グループ）が行うこと。
- ②地産地消に関わる活動等を目的として、継続的・計画的に活動していくことが見込まれること。
- ③政治・宗教活動を目的としないこと。

なお、助成の対象となる活動内容については、4ページの「プロジェクト活動募集内容」をご覧ください。

応募件数

原則として、同一申請者の応募は、年間を通じて2の「募集メニュー」のうち、いずれか 1件に限ります。複数の活動に応募することはできません。

5. プロジェクト活動の実施期間

プロジェクト活動は、原則として審査結果通知後から平成17年2月6日(日)までの期間に実施することとします。

但し、一連の事業活動として事前に実施する必要があるものについては、平成16年4月16日から審査結果通知前（平成16年6月中旬）に実施した活動についても、助成の対象とします。（但し、当初申請の時点で審査委員会が承認したものに限りです。）

【例】田植えから稲刈りまで一連の農作業体験を目的としたプロジェクト活動を実施する場合、事前準備として4月、5月に実施した田植えも助成対象に含めて申請することができます。

6. 助成の対象となる経費

プロジェクト活動を実施するにあたっては、次に掲げる経費が助成の対象となります。

- ①講師や専門家（特殊技術者を含む。）への謝金
- ②旅費（交通費・宿泊費）
- ③消耗品費
- ④使用料
- ⑤通信運搬費
- ⑥印刷製本費
- ⑦保険料
- ⑧その他経費（審査委員会で特に必要と認める経費）

なお、対象経費の適否については、7ページの「活動対象経費の取り扱い」をご覧ください。

7. 申請方法

(1) 申請書の提出方法

- ア) 申請書などの提出書類は、下記まで郵送してください。
- イ) 提出された書類等は返却いたしません。お手元にコピーを残してください。
- ウ) 事前に事務局で違算、誤算のチェックを希望される方は、前期にあつては、平成16年5月25日（必着）までに、また後期にあつては9月10日（必着）までに事務局あて提出してください。事務局において収支内訳書欄の記入内容についてのみ事前にチェックし、修正箇所をお知らせします。

(2) 申込期間

前期：平成16年4月16日（金）～平成16年5月31日（月）（必着）

【募集するプロジェクト活動】

- ア) 一般プロジェクト（農業食生活編）
- イ) 一般プロジェクト（林業編）
- ウ) 特別プロジェクト（農業食生活編）
- エ) 特別プロジェクト（農林水産業編）

後期：平成16年8月10日（火）～平成16年9月17日（金）（必着）

【募集するプロジェクト活動】

- ア) 一般プロジェクト（農業食生活編）のみ募集します。

(3) 申請書の提出先及び問い合わせ先

〒514-1101 久居市明神町2501-1 (財)三重県農林水産支援センター内
地産地消ネットワークみえ事務局

電話：059-259-0859 FAX：059-259-0862

Eメールアドレス：tisantisho-mie@mate.pref.mie.jp

※ お問い合わせは、午前8時30分から午後5時までにお願ひします。（土・日・祝日を除く）

8. 活動助成金の交付手順

(詳細は8ページの「プロジェクト活動募集スケジュール」をご覧ください。)

(1) 審査

平成16年度地産地消ネットワークみえプロジェクト活動審査方法に基づき、以下の項目について審査します。

- ①活動内容の妥当性 ②活動計画の実行性 ③活動の継続性 ④会員の拡大等発展性
⑤積算内容等妥当性

一般プロジェクトの審査は申請書に基づき、審査委員会で書面審査を行います。

特別プロジェクトは申請書の書面審査とプレゼンテーションによる審査を行います。

(2) 審査結果の通知

審査委員会による審査を経て、審査結果を全申請者に通知します。プロジェクト活動として承認した場合は、活動対象経費の内定額もあわせて通知します。

(3) 活動対象経費内定額の前払い

審査結果通知後、活動対象経費内定額の半額を前払いします。(千円未満端数切り捨て)

(4) 実績報告書の提出及び活動対象経費の額の確定

ア) 実績報告書と収支決算書(領収書[正本]添付必要)を平成17年2月10日(木)までに事務局あて提出してください。

イ) 提出された報告書等を審査委員会において審査し、活動対象経費の額を確定します。

ウ) 確定額は、当初に承認した金額(内定額)の範囲内とします。

【例】当初20万円で承認。最終の事業費が、25万円となった場合でも最終確定額は当初に承認された内定額(20万円)を上限とします。

(5) 活動対象経費残額の支払い

最終決定された活動対象経費と前払いした金額の差額を支払います。

(6) 活動対象経費前払い金の返還

確定審査の結果、当初の目的が達成されていないと判断された場合、活動対象経費前払い金の一部もしくは全額を返還していただく場合があります。

(7) 活動発表会の開催

審査終了後に開催する活動発表会において、活動内容について発表していただく場合があります。

但し、特別プロジェクト(農業食生活編・農林水産業編)については必ず発表していただくこととします。

平成15年度 地産地消ネットワークみえ プロジェクト活動募集のご案内

これからは、あなたが主役です。

地産地消を目指して、
こんなことしたいとウズウズしてる方、
地域で何か始めたいと思っている方、
活動の輪を広げたいと思っている方、

○産地消ネットワークみえの
プロジェクト活動に参加しませんか！



地産地消ネットワークみえ

地域で生産される農林水産物を地域で消費しようとする運動を進め、三重県の美しい自然と豊かな食文化を守り、健康で安心に暮らせる社会づくりに貢献していこうとする団体です。考え方に賛同される方々を広く募集しています。

平成15年度 地産地消ネットワークみえプロジェクト活動募集要領

1. 目的

生産者と消費者の交流や健全な食生活への意識向上、県産木材の利用推進及び地域の環境保全や活性化などを目指した独創的なプロジェクト活動を募集し、経費の一部を地産地消ネットワークみえが負担することにより、会員の自主的な取組を活発にして、地産地消運動の拡大を図ることを目的とします。

2. 募集メニュー

①一般プロジェクト（農業、食生活編）、②一般プロジェクト（林業編）、③特別プロジェクト（農業、食生活編）の3種類があります。

3. 対象プロジェクト

募集対象プロジェクトは、次のすべての項目に該当することとします。

なお、募集対象プロジェクトの内容は、3ページの「活動対象メニュー」をご覧ください。

- ①地産地消ネットワークみえに所属する個人・団体（グループ）が行うこと
- ②地産地消に関わる活動等を目的として、継続的・計画的に活動していくことが見込まれること
- ③政治、宗教活動を主な目的としたプロジェクトでないこと

4. 対象件数

原則として、同一申請者は、年間を通じて2の募集メニューのうちいずれか1件とします。

5. プロジェクトの実施期間

プロジェクトは、審査結果通知後から平成16年2月13日(金)までの期間に実施することとします。

6. 負担の対象となる経費

申請プロジェクトにおいて次に掲げる経費が負担の対象となります。

講師や専門家（特殊技術者含む）への謝金及び旅費（宿泊費を含む）、消耗品費等、使用料等、通信運搬費、印刷費、保険料、その他

対象経費及び対象外経費に関する事等は、4ページの「対象経費の取り扱い」に示しています。

7. 募集プロジェクトにかかる対象経費の交付手順

（詳細は5ページの「平成15年度プロジェクト活動募集スケジュール」をご覧ください）

(1) 審査

- ・一般プロジェクトの審査は提出された申請書に基づき、審査委員会で書面審査を行います。
- ・特別プロジェクトは提出書類とプレゼンテーションに基づき、審査委員会が審査を行います。

記入例

プロジェクト活動計画書

<p>事業の目的 及び特色</p>	<p>(目的及び特色欄には、このプロジェクトの目的・背景などを、できるだけわかりやすく記入してください。)</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現在は、〇〇〇〇のようなことが問題になってきています。そこで、〇〇〇〇を実施して、〇〇〇〇を目指します。 <p>特色については、<u>新たな取組であることや、地産地消運動のすそ野を広げるような取組となることなどを説明してください。過去に、同プロジェクト活動を実施した場合は、改善した点や新規に取り組むこと、あるいは継続することの意義等について説明してください。</u></p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまでは、〇〇〇〇といった方法で実施してきましたが、〇〇〇〇のような問題点がありました。そこで、新たに〇〇〇〇の方法で取り組みます。 ● この活動は、〇〇〇〇の点で、今までにない新しい取り組みです。 ● これまで実施したことで〇〇〇〇のような成果が上がった。継続することでさらに運動が定着し、輪が広がると考えられる。 																				
<p>事業の内容</p>	<p>(事業の内容欄には、いつ、どこで、誰が、誰に対して、どれぐらいの規模で、どんな事業を行うのか、具体的に記入してください。)</p> <p>(例)</p> <table border="0"> <tr> <td>時期</td> <td>〇月</td> <td>(内容)</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇月</td> <td></td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>.</td> <td></td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td></td> <td>.</td> <td></td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td></td> <td>.</td> <td></td> <td>.....</td> </tr> </table> <p>場所 〇〇公民館、〇〇市民ホール、〇〇地域〇〇施設・・・等</p> <p>対象者 〇〇地域の消費者、親子、生産者・・・等 〇〇人</p>	時期	〇月	(内容)	〇〇〇〇		〇月		〇〇〇〇	
時期	〇月	(内容)	〇〇〇〇																		
	〇月		〇〇〇〇																		
																		
																		
																		
<p>予想される 効果</p>	<p>(予想される効果欄には、事業の結果、予想される(期待される)ことや、申請事業に関する見通しを記入してください。)</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 〇〇〇〇(農林水産業、多面的機能、地域の産業・・・等)に関する理解が深まります。 ● 〇〇〇〇(地域を大切にする、環境、農業、農業後継者・・・等)を大切にする気持ちが育まれます。 ● 〇〇〇〇(ネットワーク化、安全・安心のものづくり・・・等)が推進されます。 ● 〇〇〇〇のような点で、波及効果は高いと考えられます。 <p>といったように、考えられる効果、見通しをできるだけ詳しくお書き下さい。</p>																				

北勢県民局協働事業

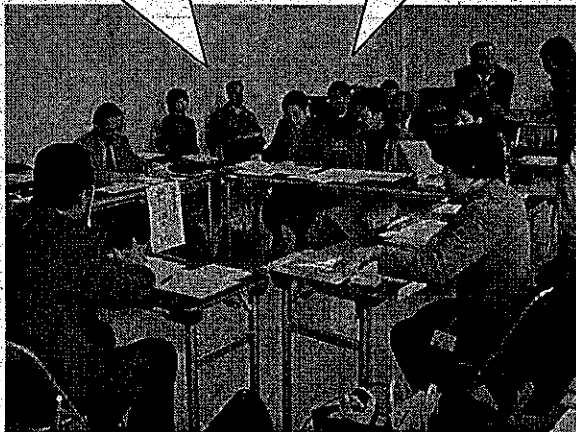
公開ふりかえり会議

協働事業の成果を今後に生かし、
NPO と行政とのあり方を考えるため、
公開ふりかえり会議を開催します。
「協働」についていっしょに考えてみませんか？

◆ 対象事業 ◆

『地産地消ネットワークみえプロジェクト活動』

目的・目標が
達成できたか？



協働の方法は
適切だったか？



役割分担は
適切だったか？

※写真は昨年のふりかえり会議（桑員まちか
ど博物館事業）の様子です。

とき／平成17年3月3日（木）14時～16時
ところ／三重県四日市庁舎 4階 41会議室
パートナー／地産地消ネットワークみえ・北勢
北勢県民局農政商工部
コーディネーター／ 2名（現在依頼中）

問合せ・申込先

〒510-8511 四日市市新正4丁目21-5

三重県北勢県民局生活環境森林部 啓発・人権グループ 山脇・川崎

TEL (0593) 52-0762

FAX (0593) 52-0765

北勢県民局 協働事業ふりかえり会議 参加申込書

※ 北勢県民局生活環境森林部へ FAX にてお申し込みください。

名前	住所	連絡先

FAX (0593) 52-0765

◆「ふりかえり会議」とは？

NPO と行政が協働事業を実施したあとに、双方が事前に記入したチェックシートを用いてそのプロセスや成果について互いに話し合う会議。第三者であるコーディネーターが進行を担当していくなかで、どうすればよりよい協働の結果が生まれるかなど、次への新たな改善点やアイデアを見つけるのが目的です。

